

JPALS利用者にかかる研修認定薬剤師新規申請要領

(平成28年11月2日、平成29年3月16日変更)

JPALS利用者のうち所定の条件を満たしている方が、研修認定薬剤師の新規申請をしようとする場合は、次の記載にしたがって申請してください。

なお、申請数が一時的に多くなることが予想されるため、申請書の記載や提出書類に不備のないものを優先的に審査します。不備のあるものは審査が遅延しますので、入念に点検を行い、不備のないようにしてください。申請数が増大した場合、申請が遅くなった方は平成28年度中に認定証を受領できなくなる可能性がありますので、ご注意ください(特段の事由が発生しない限り、平成29年2月15日(水)までに申請が到着したものは、平成28年度中に認定します)。平成28年度の受付期間は、平成29年3月31日到着分までとします。

また、申請に関する照会は、当分の間電子メールでのみ受け付けます。ph@jpec.or.jp宛てにお願いします。電話等による照会にご遠慮ください。多くの方をできるだけ早く認定するための対応策ですので、ご理解ください。

1. 申請できる方

公益社団法人日本薬剤師会の実施する生涯学習支援システム(JPALS)の利用者のうち、次の(1)、(2)又は(3)に該当する方

- (1) クリニカルラダー(以下「CL」という。)レベル4の方のうち、次のいずれかの方
 - ① CLレベル昇格Webテストを合格することにより、順次CLレベル1→2→3→4となつて現在CLレベル4である方
 - ② 過渡的認定によってCLレベル5を取得後、平成27年3月から4月までの間に更新を完了せずにCLレベル4に降格した方であつて、CLレベル5への昇格又はCLレベル4への昇格Webテストに合格した方
- (2) CLレベル5の方
- (3) CLレベル6の方

なお、JPALSのCLレベル昇格Webテストは平成29年1月16日(月)から始まるとのことですので、CLレベル5への昇格又はCLレベル4への昇格を目指す方は早目に受験してください。

2. 申請方法

研修認定薬剤師新規申請書(JPALS用)(様式11-2)を、電子メールで送信する方法のみで受け付けます。都道府県薬剤師研修協議会には送付しないでください。

この様式11-2(エクセルファイル)の入力欄に必要事項を入力し、3.の添付資料とともに、電子メールに添付して送信してください。宛先は、ph@jpec.or.jpです。

電子メールの件名には、氏名・提出日を付してください。

例：研修認定薬剤師新規申請書(JPALS用) 研修太郎 2017/01/15

この申請書(エクセルファイル)は、PDFファイルに変換したり、手書きを画像化したりせず、エクセルファイルのまま、メールに添付してください。印刷したものの郵送は受け付けません。

3. 添付資料

(1)及び(2)の両方を提出してください。

(1)CLレベルによって、次のうちのいずれか1つ。これらの発行は、公益社団法人日本薬剤師会が行います。

①CLレベル4の方で対象となる方

JPALSの証明書（PDF又は画像化したもの）

②CLレベル5の方

JPALSの認定証（PDF又は画像化したもの）

③CLレベル6の方

JPALSの認定証（PDF又は画像化したもの）

(2)全員

認定申請料の払込受領証（PDF又は画像化したもの）

4. 認定申請料の納入方法

認定申請料10,286円（税込）は、以下の口座に振込んでください。振込み手数料は申請者の負担をお願いします。振込金額等の不足の場合は受けられません。一旦振込まれた認定申請料は返却しませんので、ご注意ください。

振込先（郵便振込）：公益財団法人日本薬剤師研修センター
00130-5-119292

郵便局以外の金融機関から振込む場合は、次のように指定してください。

振込先：公益財団法人 日本薬剤師研修センター

銀行名：ゆうちょ銀行

店名：〇一九店（読み：ゼロイチキュウ店）

店番：019

預金種目：当座

口座番号：0119292

5. その他の注意事項

- (1)提出書類において、偽造、変造その他の不正な行為があった場合、受け付けません。また、後日判明した場合は、認定を取り消します。
- (2)この申請方法による申請においては、取得単位数は40単位とします。
- (3)IDカードの申込みはできません。
- (4)認定証送付時に認定バッジの送付は行いません。認定時に送付する物は、認定証及び研修手帳になります。
- (5)新たに研修認定薬剤師の認定を取得する方法は、今次より、①従来の当研修センターの研修認定薬剤師新規申請方法（研修手帳を利用）と②このJPALS利用者にかかる研修認定薬剤師新規申請方法の2つになります。認定申請料は同額です。自らの現状を勘案してどちらにするかを早く決め、いずれの場合も早期に申請することが肝要と思われます。
- (6)すでに研修認定薬剤師として認定されている方が、この方法で更新認定を申請することはできません。